

児 家 第 5 1 号
平成11年8月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省児童家庭局家庭福祉課長

里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いに係る留意点等
について

里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについては、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて」（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長通知）により、通知したところであるが、その取扱いの趣旨及び取扱いに係る留意点は下記の通りであるので、御了知の上、管下の市町村、児童相談所等関係機関、関係団体等に対してその周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

1 取扱いの趣旨

現に里親に委託されている児童が里親の就労、妊娠・出産、疾病、障害、介護等の理由から保育に欠けることとなった場合において、当該児童につき保育所に入所することを妨げないこととしているところであるが、この取扱いは、当該児童を他の里親や児童養護施設等に措置変更するよりも、当該里親に引き続き養育させ委託を継続することの方が、当該児童の最善の利益の観点から見て適切な場合に採られる取扱いであり、児童の養育の継続性を確保し、健全な育成を図るために採られているものであること。

児童を既に就労している里親に委託する場合においても、当該児童につき保育所に入所することを妨げないこととしているところであるが、この取扱いは、児童相談所が当該児童の最善の利益の観点から判断して、当該児童を児童養護施設等に入所させるより

も里親に委託することの方が望ましく、なおかつ当該里親が最も適切であると認める場合に採られる取扱いであり、特に家庭的環境での養護が必要と認められる児童に最適な養護環境を提供し、健全な育成を図るために採られるものであること。

本取扱いは、以上を通じ、里親制度の普及促進と積極的活用を図ることを目的とするものであること。

2 取扱いに係る留意点

児童相談所長は、現に里親委託中の児童について本取扱いを採る場合であっても、当該児童の意向を聴取した上必要な調査・診断等を行い、処遇会議において本取扱いを決定すること。

また、児童相談所長は、当該里親の指導担当者をして定期的に里親家庭を訪問させ、当該児童の意向と養育状況を把握した上必要な指導を行うとともに、保育所での当該児童の状況についても把握に努めること。